

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です  
 ≪2025.1月号≫



発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16  
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

ハローワーク秋田の  
 各種情報はこちら↓



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

65歳までの継続雇用制度の導入にあたって、経過措置を利用している事業主の皆さまへ

令和7年4月1日以降は以下のいずれかの措置により、  
 高齢者雇用確保措置を講じる必要があります。

- ① 定年制の廃止
- ② 65歳までの定年の引き上げ
- ③ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

## 経過措置を利用している場合、令和7(2025)年3月31日まで有効な就業規則(例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前的高齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

4月1日以降、  
 いずれかの措置が必要

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

## 令和7(2025)年4月1日以降、高齢者雇用確保措置を講じるため必要な就業規則(例)

### ① 定年制の廃止

※定年条項及び定年を前提に規定している条項の削除。

### ② 65歳までの定年の引き上げ

第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日をもって退職とする。

### ③ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。  
 ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については65歳まで継続雇用する。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

# job tag（じょぶたぐ）を活用して 応募につながる求人票を作成しましょう！

「求人を出しても応募者がいない」、「求人票の『仕事内容』欄はどう書いたらよいのか」という相談をよくいただきます。

応募につながる求人票を作成するためには、求職者が知りたい情報を求人票に盛り込む必要があります。そこで、ぜひ**job tag**を活用して、求職者にとって分かりやすく、魅力的な求人票を作成しましょう。



job tag（職業情報提供サイト（日本版 O-NET））

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>



## job tagとは？

**job tag**は、厚生労働省が提供する職業情報提供サイト（日本版O-NET）です。

約500種類の職業を掲載（動画も提供）し、それぞれの職業を「**ジョブ**」（職業、仕事）、「**タスク**」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「**スキル**」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動等を支援するWebサイトです。

## Step 1 職種名、仕事内容を分かりやすく記載しましょう！

求職者は、求人票を見ると最初に職種名と仕事内容を確認します。

職種名と仕事内容を分かりやすく、具体的に記載することで、求職者は求人内容をイメージしやすくなり、応募者が集まりやすくなります。また、入社後に感じるギャップが少なくなることから、**早期の離職防止**にもつながります。

### job tagで募集職種を検索

**job tag**のトップページから、求人募集する職種を検索すると、その職種のタスク（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）や仕事内容が表示されます。**自社の認識と一般的な認識にずれがないか確認**しましょう。

また、表示されたタスクや仕事内容を自社の求人票と比較して、不足している業務を**job tag**に**記載されている文言や用語を参考に追加**しましょう。

### 検索結果！

例えば、「介護支援専門員」で検索すると、**9個のタスク**と**41個の仕事内容**が表示されます。

どんな仕事？

タスク

仕事の内容

前ページからの続き

## Step2 労働条件を確認しましょう！

job tagには、職種ごとに、都道府県別の平均賃金、平均年齢、求人賃金、有効求人倍率などの労働条件のデータが掲載されています。job tagの労働条件と自社の労働条件を比較して、最終的な労働条件を決める参考にしましょう。

## Step3 同業他社の求人票を参考にしましょう！

job tagでは、職業情報のページで「求人検索」を行うことにより、ハローワークインターネットサービスに掲載された他社の類似求人の状況を確認することができます。他社の類似求人を確認し、求人票の書き方や賃金等の労働条件などを参考にしましょう。

## Step4 自社の魅力を求人票に盛り込みましょう！

### ① キャリアアップについて記載しましょう！

求職者は、入社した企業で「成長したい」、「活躍したい」と思っています。

「将来的には〇〇の仕事をしてもらいます」など、求職者がキャリアパスを描くことができる未来像を記載することで、成長意欲のある人材が見込めます。

また、入社後に受けることのできる研修や資格手当などのキャリアアップ支援に関すること、昇給や正社員登用など将来の処遇に関する制度なども記載し求職者にアピールしましょう。

求人者マイページの「求人・事業所PR情報」を活用し、会社の魅力やアピールポイントを記載しましょう。ハローワークインターネットサービス（ハローワーク庁舎内の求人検索端末を含む）の求人情報画面で公開されます。

### ② 社風や職場の雰囲気を発信しましょう！

求職者の入社希望を左右する大きな要素のひとつが、「社風や職場の雰囲気」や「働くイメージ」です。

求人票、会社説明会や面接、写真や動画、SNSなどを通じて、「この会社で働くイメージ」や「職場の同僚・上司になる人たちの雰囲気」を伝えていくことが応募の決め手になる可能性があります。

求人者マイページから、作業風景や事業所の外観、自社製品等の写真、パンフレット等の画像情報を10件登録できます。求人票では伝わらない職場の様子、会社の魅力を視覚的にアピールしましょう。ハローワークインターネットサービス（ハローワーク庁舎内の求人検索端末を含む）の求人情報画面で公開されます。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 求人部門【31#】

# 雇用保険電子申請アドバイザーが支援します！

## 雇用保険電子申請アドバイザーとはどんな人ですか？

○秋田労働局長から委嘱を受けた雇用保険制度にも精通した社会保険労務士であり、電子申請手続きについても経験・知識が豊富です。

## 相談したい場合はどうすればいいですか？

○ハローワーク秋田で、毎月2回の相談を行っています。

・令和6年度相談日：1月14日(火)・21日(火) 2月12日(水)・18日(火)  
3月11日(火)・18日(火) ※事前予約がおすすめです。

・相談時間：10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

## どのような支援をしてくれますか？

- 電子申請を始めるための、質問・相談・疑問等にお答えします。
- 無料で取得可能なID(※GビズID)の取得方法、申請までの流れ等、わかりやすく説明します。
- 電子申請(e-Gov)の体験入力(デモンストレーション)も行っています。
- オンラインや訪問相談も行っています。



### お問い合わせ先

秋田労働局職業安定課 雇用保険担当 (休祝日除く月~金曜日の8:30~17:15)  
電話：018-883-0007 メールアドレス：05ar-koyohoken@mhlw.go.jp



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年11月)

### 概況(全数)

○有効求人倍率は、1.46倍と前年同月比で0.05ポイント低下。

#### 1 求人の動向

- 新規求人数は、2,579人と前年同月比で0.2%減少。  
・サービス業(他に分類されないもの)、建設業、金融業、保険業等は増加、公務、その他、製造業、運輸業、郵便業等は減少。
- 有効求人数は、7,853人と前年同月比で6.0%減少。

#### 2 求職者の動向

- 新規求職者数は、1,085人と前年同月比で8.8%減少。  
・フルタイム求職者が13.8%減少、パート求職者は1.0%増加。  
・事業主都合離職者(常用)が4か月ぶりに増加。
- 有効求職者数は、5,377人と前年同月比で3.0%減少。  
・雇用保険受給者実人員が9か月連続で減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D 建設業	259	35.6	68
E 製造業	129	▲21.3	▲35
G 情報通信業	38	▲13.6	▲6
H 運輸業、郵便業	110	▲14.7	▲19
I 卸売業、小売業	464	▲7.6	▲38
J 金融業、保険業	28	33.3	7
M 宿泊業、飲食サービス業	162	10.2	15
P 医療、福祉	516	▲5.3	▲29
R サービス業(他に分類されないもの)	569	41.2	166
S・T 公務、その他	69	▲55.2	▲85
全産業合計	2579	▲0.2	▲5

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち			無業者
					事業主都合	自己都合	その他	
新規求職者数(常用)	増減率(%)	▲8.6	▲12.3	▲7.6	21.1	▲14.3	▲38.9	0.0
	増減数(人)	▲99	▲53	▲46	26	▲62	▲7	0
前年同月比	増減率(%)	▲8.6	▲12.3	▲7.6	21.1	▲14.3	▲38.9	0.0
前年同月比	増減数(人)	▲99	▲53	▲46	26	▲62	▲7	0

### ■有効求人倍率(全数)の推移

